

# 資 料 編



伊賀市新図書館建設計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊賀市の新しい図書館（以下「新図書館」という。）の建設計画を検討するに当たり、市民の意見及び提案を反映させるため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条に基づき、伊賀市新図書館建設計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 委員会の設置期間は、平成26年3月31日までとする。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討及び協議をし、その結果を報告書としてまとめ、教育委員会に答申するものとする。

- (1) 新図書館の基本構想に関すること。
- (2) 新図書館の基本的な計画に関すること。
- (3) その他新図書館に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 社会教育委員の代表者
- (2) 民生委員児童委員の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市民から公募した者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、前条の任務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 利害関係を有する者その他協議の公平性の妨げとなる恐れのある者は、審議に加わることができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、上野図書館において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成25年9月1日から施行する。

## 伊賀市新図書館建設計画検討委員会委員名簿

資料 2

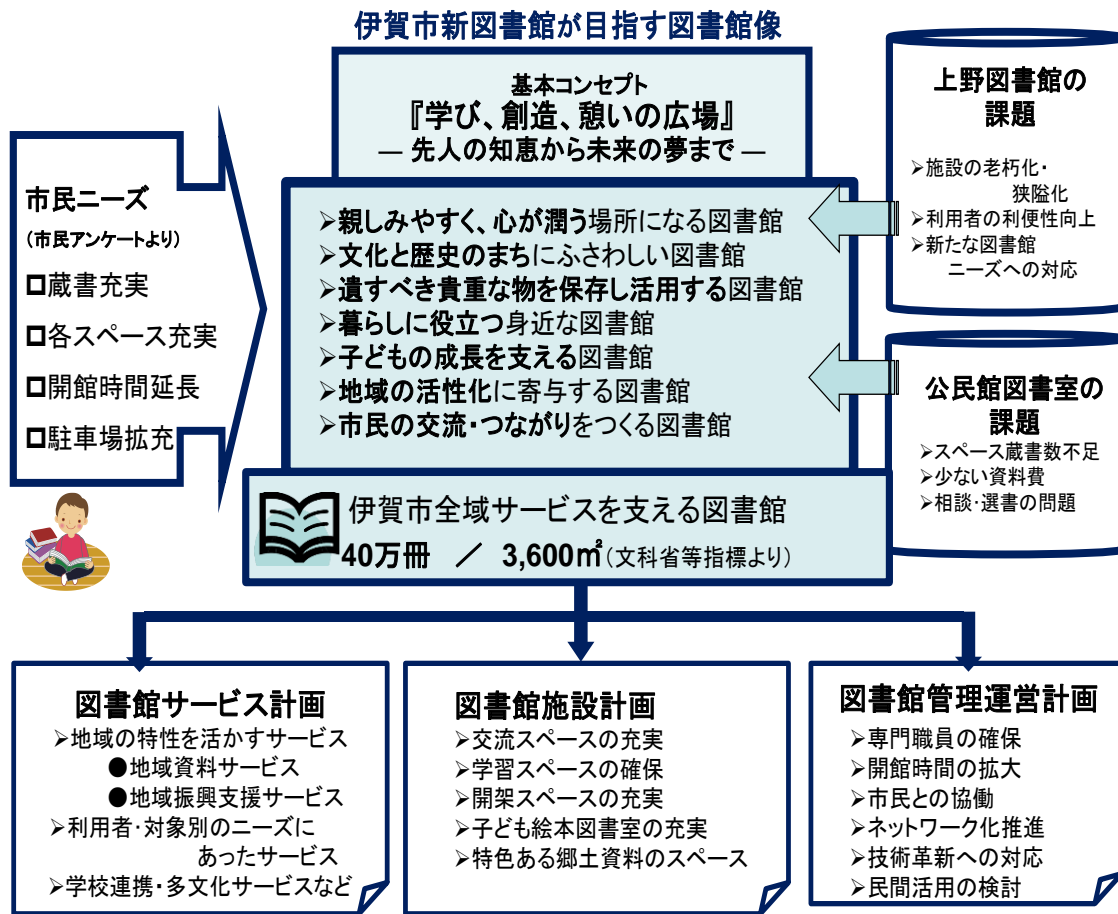
	区 分	所属・職名	氏 名	性別
1	社会教育委員	社会教育委員	上 出 通 雄	男
2	民生委員・児童委員	民生委員・児童委員	貝増 恒子	女
3	学識経験者	皇學館大学教授	高倉 一紀	男
4	学識経験者	三重県立図書館 企画総務課 副参事 兼課長	平野 昌	男
5	学識経験者	学校司書	太田 彬人	男
6	市民からの公募		秦 裕子	女
7	市民からの公募		和田 京子	女
8	その他教育委員会が必要と認める者	図書館協議会委員	前川 依久雄	男
9	その他教育委員会が必要と認める者	図書館協議会委員	中 森 洋 子	女
10	その他教育委員会が必要と認める者	図書館協議会委員	石橋 広保	男
11	その他教育委員会が必要と認める者	図書館協議会委員	山 口 篤 子	女
12	その他教育委員会が必要と認める者	図書館協議会委員	竹岡 英子	女
13	その他教育委員会が必要と認める者	図書館協議会委員	山脇 良子	女
14	その他教育委員会が必要と認める者	図書館協議会委員	小野 恵美子	女

## 伊賀市新図書館基本計画策定経過

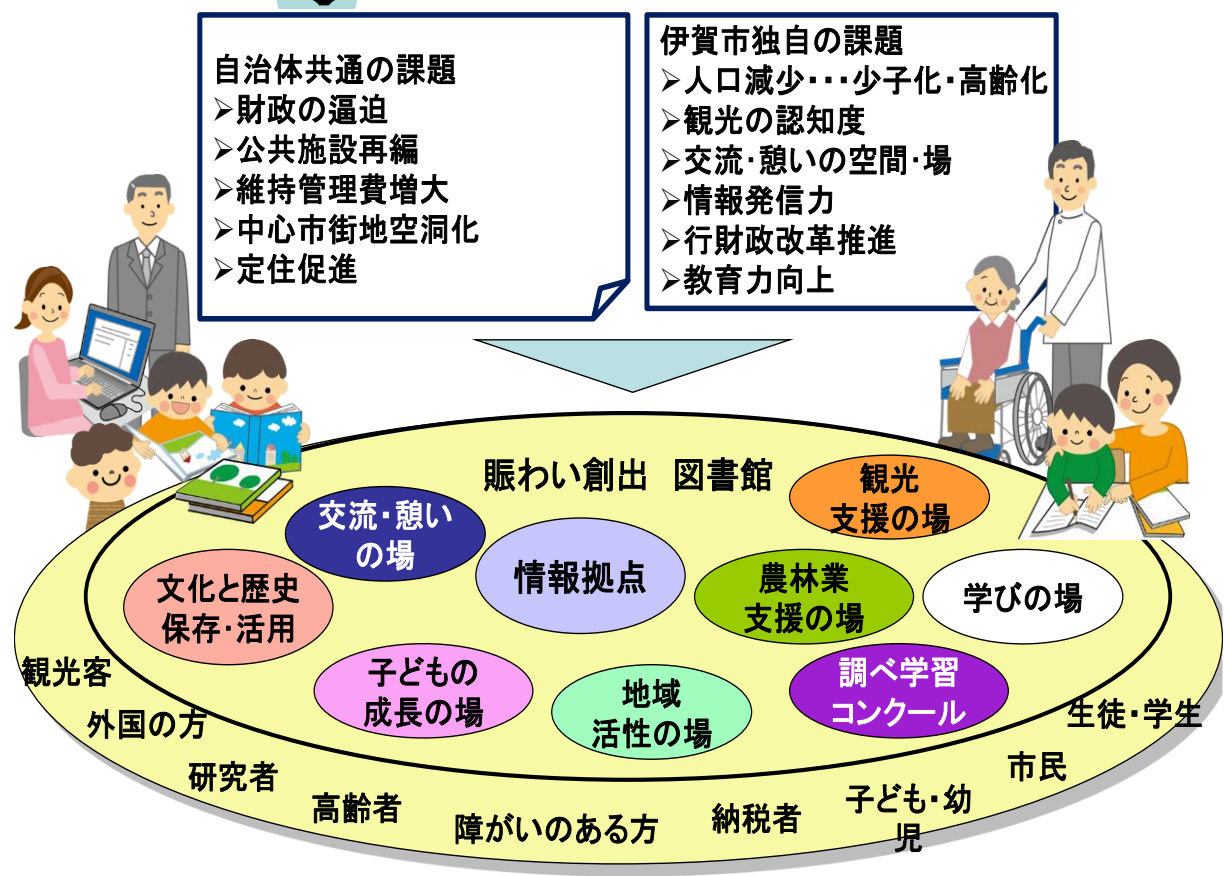
資料 3

年 月 日	内 容
平成 25 年 9 月 15 日(日) ～ 10 月 3 日(木)	新図書館建設計画検討委員会委員公募 ・募集期間:9月15日(日)～10月3日(木) ・応募者:10名 選考2名
平成 25 年 10 月 1 日(火) ～ 10 月 15 日(火)	「図書館・図書室利用に関するアンケート」を実施 調査対象者:60才以上の市民(38市民センターで各5名) 190名 回収数 170通 回収率89.5%
平成 25 年 10 月 23 日(水)	第1回新図書館建設計画検討委員会 ・委嘱状の交付(委員14名(公募委員2)) ・会長及び副会長の選任 ・基本計画について検討委員会へ諮問 ・検討委員会の設置目的及び今後のスケジュールについて ・図書館・図書室利用者アンケートの内容について
平成 25 年 11 月 12 日(火) ～ 11 月 17 日(日)	「図書館・図書室の利用者アンケート」を実施 ・実施期間:11月12日(火)～11月17日(日) ・回収数 805通
平成 25 年 11 月 20 日(水)	第2回新図書館建設計画検討委員会 ・新図書館基本計画案について ・図書館サービスについて ・施設の規模・内容(スペース)について ・候補地の比較検討について ・アンケート結果について
平成 25 年 12 月 15 日(日)	愛知県田原市図書館・三重県桑名市立中央図書館の視察 臨時 新図書館建設計画検討委員会 ・新図書館の基本方針について ・候補地について ・管理運営計画について
平成 25 年 12 月 20 日 (金)	第3回新図書館建設計画検討委員会 ・新図書館基本計画中間案について
平成 26 年 1 月 10 日(金) ～ 1 月 24 日(金)	新図書館基本計画中間案パブリックコメント募集 ・意見の提出者数18人 ・意見の件数32件 ・提出方法:持参15人:Eメール2人:ファックス1人

平成 26 年 1 月 24 日(金)	第4回新図書館建設計画検討委員会 ・市の施設整備方針(南庁舎の活用)を受けて ・パブリックコメントについて
平成 26 年 2 月 10 日(月)	第5回新図書館建設計画検討委員会 ・新図書館基本計画答申案について



### 賑わい創出としての図書館概要





### 《図書館整備の動向》

公立図書館は、その集客力に依拠しつつ、中心市街地活性化や駅前再開発事業の中核施設として整備される事例が増えています。これらの都市では、図書館を中心とした賑わいの創出に成功し、図書館は地域の情報交流拠点としてまちの潜在力（ポテンシャル）を上げています。

#### 【中心市街地活性化・駅前再開発の中核施設となった事例】

施設名称	所在地	特徴	開館年
江戸川区立篠崎図書館	東京都 江戸川区 <sup>1</sup>	駅ビル真上の住宅・商業施設併設の公共図書館分館。大人の書齋がコンセプト	平成 19年
岡崎市立中央図書館	愛知県岡崎市 <sup>2</sup>	年間160万人来館する中央図書館とジャズコレクション・スタジオなどの複合施設。	平成 20年
小布施町立図書館 まちとしょテラソ	長野県 小布施町 <sup>3</sup>	交流と創造を楽しむ文化の拠点施設。	平成 21年
一宮市立中央図書館	愛知県一宮市 <sup>4</sup>	駅ビル併設の8,000 m <sup>2</sup> 3層の中央図書館。	平成 22年

1 江戸川区立篠崎図書館：

<https://www.library.city.edogawa.tokyo.jp/toshow/introduction/html/shinozaki.html>

2 岡崎市立中央図書館：<http://www.libra.okazaki.aichi.jp/>

3 小布施町立図書館：<http://machitoshoterrasow.com/index.html>

4 一宮市立中央図書館：<https://www.lib.city.ichinomiya.aichi.jp/division/chuo/index.html>

PFI<sup>56</sup>や指定管理者制度を活用した官民パートナーシップに基づく図書館整備も進み、先進的な図書館サービスが行われています。

【PFI や指定管理者制度を活用した事例】

施設名称	所在地	特徴	開館年
桑名市立中央図書館	三重県桑名市 <sup>7</sup>	日本初のPFI整備の図書館。郷土資料コーナーに特徴。ICTの進んだ先進図書館。	平成 16年
長崎市立図書館	長崎県長崎市 <sup>8</sup>	PFIで整備。医療関係機関との連携による医療（がん）支援で注目。	平成 19年
武雄市図書館	佐賀県武雄市 <sup>9</sup>	図書館に蔦谷書店とスターボックスが併設。集客力で注目。	平成 24年 改装

<sup>5</sup> PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。 内閣府 民間資金等活用事業推進室（PFI推進室）より

<sup>6</sup> 文部科学省 HP に新しい形の図書館 PFI として、桑名市中央図書館が掲載されています。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/tosho/houkoku/06040715/016.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/houkoku/06040715/016.htm)

<sup>7</sup> 桑名市立中央図書館：[http://kcl.kuwana-library.jp/info\\_detail.html?lib=kcl&no=1](http://kcl.kuwana-library.jp/info_detail.html?lib=kcl&no=1)

<sup>8</sup> 長崎市図書館：<http://lib.city.nagasaki.nagasaki.jp/>

<sup>9</sup> 武雄市立図書館：<http://www.epochal.city.takeo.lg.jp/winj/opac/top.do>

平成 21 年度文部科学省委託

図書館・博物館等への指定管理者制度導入に関する調査研究報告書<sup>10</sup>

本調査及び本研究会の議論を通じて確認された図書館における指定管理者制度導入の留意点・課題としては、次のようなものが挙げられる。

図書館の運営においては、図書館のコレクション、地域の特性や住民のニーズを理解した司書を確保することが重要である。特に、指定管理者制度を新規に導入する、あるいは指定管理者が交代する場合には、その点の担保が重要である。

図書館運営について、自治体が明確な方針を定めずに指定管理者を公募すると、例えばレファレンスサービスなど指定管理者の関心分野は重視されるものの維持管理業務が疎かになったり、コスト縮減を過度に重視する競争となる一方で、サービスの改善や高度化による地域社会への貢献、その前提となる司書等の専門職員の確保・育成を軽視することになる恐れがある。したがって、自治体側が明確な当該図書館の地域社会における役割を示し、その役割を実現するための仕様書（管理の基準）を提示し、併せて適切なモニタリング・評価を行う必要がある。

## 《参考資料》

平成 20 年 12 月

日本図書館協会の公立図書館の指定管理者制度についての考え方

日本図書館協会は、公立図書館の管理運営形態はそれぞれの自治体、および図書館の状況に即して創造されるべきであり、多様であってよいと考えております。しかし、指定管理者制度の適用はなじまないと考えております。司書集団の専門性の蓄積、所蔵するコレクション形成は図書館運営にとってきわめて重要なことですが、これは一貫した方針のもとで持続して実施することにより実現できます。図書館は設立母体の異なる他の図書館や関係機関との密接な連携協力を不可欠としています。さらに、図書館は事業収益が見込みにくい公共サービスであり、自治体が住民の知る権利と生涯学習を保障するためにその経費のほとんどを負担すべき事業です。こういった点からも図書館は、地方公共団体が設置し教育委員会により運営される仕組みは極めて合理的です。

指定期間が限られているもとで事業の蓄積、発展ができるか、民間事業者の参入や経費節減により図書館で働く人たちの賃金等労働条件に安定性を欠く事態を招来し、有為な専門職員の形成・継承ができるか、など指定管理者制度には図書館の基本に関わる問題点があります。

<sup>10</sup> [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_1/08052911/1305970.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/1305970.htm)

